

## ◎子ども・若者育成支援推進法

(平成二十二年七月八日法律第七一号)

もに、地方公共団体が青少年自立支援地域協議会を置くよう努めること等を定めるものです。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 一、提案理由

(平成二十一年六月二十六日・衆議院青少年問題に関する特別委員会)

○小渕国務大臣 青少年総合対策推進法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報のはらんなど、現在の青少年をめぐる状況は大変厳しいものとなっております。次代の社会を担う青少年の健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみれば、関連分野における知見を総合して現下の諸課題に対応していくことが必要であると考えられます。このため、総合的な青少年の健全な育成のための施策の推進を図ることとし、この法律案を提出した次第です。

この法律案の概要は、青少年総合対策の推進を図るための大綱を作成し、その実施を推進する機関として青少年総合対策推進本部を設置するなど、施策の基本となる事項等を定めるとと

子ども・若者育成支援推進法

### 二、衆議院青少年問題に関する特別委員長報告

(平成二十一年六月十九日)

○末松義規君 特別委員長の末松義規でございます。

ただいま議題となりました法律案につきまして、青少年問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、青少年が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、青少年の健全な育成について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるほか、青少年が円滑に社会生活を営むことができるようにするための支援その他の施策を定めるとともに、青少年総合対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な青少年の健全な育成のための施策を推進しようとするものであります。

本案は、去る十五日本委員会に付託され、翌十六日小渕国務

二七三

大臣から提案理由の説明を聴取しました。

その後、十八日、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提出により、本案の題名を子ども・若者育成支援推進法に改めるとともに、「青少年」という文言を「子ども・若者」という文言に変えて明確に位置づけ直すこと、本法による支援の対象を社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に拡大すること等を内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨説明を聴取しました。次いで、原案及び修正案を一括して質疑を行い、質疑を終局し、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二二年六月一八日)

○吉田(泉)委員 たいいま議題となりました青少年総合対策推進法案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

政府原案は、青少年の健全な育成について、その基本理念、施策の基本となる事項を定めるほか、青少年が自立した社会生活を営むことができるようにするための支援その他の施策を定

めるものでありますが、修正協議の結果、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもや若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子どもや若者の健やかな育成、子どもや若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取り組みをより一層強力に推進するため、本修正案を提出することとしたものであります。

次に、修正案の主な内容について申し上げます。

第一に、法律の題名を、青少年総合対策推進法から、子ども・若者育成支援推進法に修正することとしております。

第二に、憲法及び児童の権利条約の理念を反映させることとし、日本国憲法及び児童の権利条約の理念にのっとりる旨を明示するとともに、子ども・若者について、尊厳を重んじる、差別的取り扱いを受けない、意見の尊重、最善の利益を考慮などの理念を明記することとしております。

第三に、支援対象となる子ども・若者の範囲を拡大することとし、義務教育終了後としていた支援対象年齢の下限を撤廃するとともに、ニート、ひきこもりだけでなく、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者全体に支援対象を拡大することとしております。

第四に、人材の養成等の規定を強化することとし、推進本部が作成する子ども・若者育成支援推進大綱に盛り込むべき項目の中に、人材の養成及び資質の向上を明記することとしております。

第五に、一元的かつ責任ある支援機関に関する規定を新設することとし、支援の全体状況を把握するとともに、公的機関では担いにくい、社会生活を円滑に営むことができるようにするための相談、助言または指導などの支援業務をみずから実施する機関として、NPO等の民間団体を地方公共団体の長が指定支援機関に指定できる旨の規定を新設することとしております。

第六に、さまざまな社会的要因が子ども・若者の成長に影響を及ぼすものであり、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを基本理念に追加することとしております。

以上が、修正案の趣旨及び主な内容であります。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○附帯決議(平成二十二年六月一八日)  
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

子ども・若者育成支援推進法

一 地方公共団体において、子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の確保及び子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援が効果的に実施できるように、法律の趣旨・内容を周知徹底するとともに、全国においてあまねく子ども・若者育成支援のための体制が整備されるよう努めること。

一 子ども・若者指定支援機関としての指定を行っていない地方公共団体及び子ども・若者支援地域協議会を設置していない地方公共団体に対しては、自ら指定支援機関としての役割を担うこともできるよう、他の地方公共団体における先進的な取組事例や当該地方公共団体の区域外で活動するNPO等民間団体についての情報提供、協議会の設置や指定支援機関の指定による支援の必要性等についての助言、及び国の行う研修事業への参加呼びかけや相談への的確な対応等の援助を行うこと。

一 指定支援機関に対する情報の提供その他の必要な援助を行うに当たっては、財政上の措置について十分留意すること。  
一 子ども・若者育成支援施策を推進するに当たっては、既存設備の有効活用に努め、緊要性のない施設整備等が行われることのないようにすること。

### 三、参議院内閣委員長報告(平成二十二年七月一日)

○愛知治郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎を成すものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者の健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援、その他の取組について、基本理念等を定めるとともに、他の関係法律による施策と相まわって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、題名を子ども・若者育成支援推進法に改めること、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念を基本理念に反映させること、支援対象となる子ども・若者の範囲を拡大すること、支援に関連する分野の事務に従事する機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を設置した地方公共団体の長が、協議会における支援全般について主導的な役割を果たす子ども・若者指定支援機関を指定できるところを主な内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、児童の権利に関する条約の本来の趣旨を適切に解釈し、施策に反映させる必要性、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の実態を踏まえた支援の必要性、協議会による支援の実効性の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し九項目から成る附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議(平成二十二年六月三〇日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、地方公共団体において、子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の確保及び子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援が効果的に実施できるように、法律の趣旨・内容を周知徹底するとともに、全国においてあまねく子ども・若者育成支援のための体制が整備されるよう努めること。

二、子ども・若者支援地域協議会が、社会生活を営む上での困

難を有する子ども・若者に対し、真に効果的かつ円滑な支援を行うためのネットワーク機能を果たすものとするため、協議会における情報の共有及び責任の明確化が図られるよう十分配慮すること。

また、協議会、子ども・若者総合相談センター、子ども・若者支援調整機関及び子ども・若者指定支援機関の相互の関係・役割分担を明確化するとともに、支援を必要とする子ども・若者の家族等のニーズも踏まえた、地域における支援体制のモデルケースを示すよう努めること。

三、子ども・若者指定支援機関としての指定を行っていない地方公共団体及び子ども・若者支援地域協議会を設置していない地方公共団体に対しては、自ら指定支援機関としての役割を担うこともできるよう、他の地方公共団体における先進的な取組事例や当該地方公共団体の区域外で活動するNPO等民間団体についての情報提供、協議会の設置や指定支援機関の指定による支援の必要性等についての助言、及び国の行う研修事業への参加呼びかけや相談への的確な対応等の援助を行うこと。

四、子ども・若者指定支援機関に対する情報の提供その他の必要な援助を行うに当たっては、財政上の措置について十分留意すること。

子ども・若者育成支援推進法

五、子ども・若者育成支援施策を推進するに当たっては、既存設備の有効活用を努め、緊要性のない施設整備等が行われることのないようにすること。

六、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援する上で、その心の問題に対応することが重要であることにかんがみ、子ども・若者に適切な医療又は療養を提供するための体制の整備に努めること。

七、ニート、不登校、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を含め、一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、次の社会の担い手として自立した社会生活を営むことができるよう、家庭をはじめ、学校、職域、地域が一体となつて、社会総がかりで育成支援に取り組むことができるようにすること。

八、子ども・若者の意見を尊重しつつ、その最善の利益を考慮するに当たっては、次世代の社会の担い手を育成し支援する視点に立つとともに、子ども・若者がその権利を行使するに当たり、その発達しつつある能力に配慮し、その周知徹底に努めること。

九、ニート、不登校、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援に当たっては、社会総がかりで育成支援を行うための互助・共助の考え方に配

子ども・若者育成支援推進法

慮しつつ、支援を受ける子ども・若者本人が自助の責任の自覚を損なわないよう必要な措置を講ずること。  
右決議する。